2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日　　国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　近畿自動車道名古屋亀山線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
春日井市勝川町四丁目二八〇番地先から同市勝川町一〇丁目一〇九番地先まで	前	最大 四〇 最小 三六	九六
	後	最大 四五 最小 三六	

○国土交通省告示第三百四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日　　国土交通大臣　大畠　章宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州縦貫自動車道鹿児島線	宮若市下有木字浦田七九番地から同市下有木字長畑一四一番一まで	平成二十三年三月二十六日十五時
宮崎線		

○国土交通省告示第三百五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日　　国土交通大臣　大畠　章宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
関越自動車道上越線	小諸市大字御影新田字中原七五番から同市大字御影新田字野火附三四二番一まで	平成二十三年三月二十六日十五時

○国土交通省告示第三百六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日　　国土交通大臣　大畠　章宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道名古屋亀山線	春日井市勝川町一〇丁目一〇九番地先	平成二十三年三月二十八日〇時

○国土交通省告示第三百七号

都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十二条第二号の規定に基づき、平成十九年国土交通省告示第四百二十八号（国土交通大臣が指定する都市計画区域を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十五日　　国土交通大臣　大畠　章宏

静岡県の項中「西浜名広域都市計画区域」を「湖西都市計画区域」に改める。

愛知県の項中「豊橋渥美都市計画区域、宝飯都市計画区域、藤岡都市計画区域、新城都市計画区域」を「東三河都市計画区域」に改める。

○東北地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日　　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	福島県安達郡大玉村大字大山字堂ヶ久保二九番一から同村大字大山字堂ヶ久保二七番一まで	東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十五日

○東北地方整備局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日　　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	新庄市大字鳥越字下飯田四四六六番から同市十日町字右京屋敷九三八番まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十六日

○東北地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日　　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
南陽市長岡字清水尻六三八番二から同市長岡字長苗代四七〇番二まで	前	一三・八〇～二五・五〇	〇・一四四
	後	一三・八〇～三四・三〇	〇・一四四

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所